㈡　受注者は、真水事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。

㈢　監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

㈣　受注者は日米合意文書に基づく真水事業の適正な執行を確保するために、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。

イ　個別事項

㈠　グアム移転事業に係る検討業務

1）受注者は、監督官の指示により、下記の業務を実施する。

・真水事業や米国政府の財政支出で整備する事業（以下「ＭＩＬＣＯＮ事業」という。）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理
・各段階での設計成果の精査及び真水事業の進捗状況の確認
・米国担当官等が行った真水事業に係る契約書及び支払いに関する文書の確認
・グアム移転事業の今後の事業計画（施設の整備内容、配置計画、施工計画、工程、費用内訳等）について、環境影響評価の影響、米国における契約手続きの諸制度等を踏まえ技術的な検討及び分析を行い、留意点等について必要な助言を実施
・各月のエンジニアリング・ニュース・レコード（ＥＮＲ）の建設物価指数（ＢＣＩ）の動向の報告。（会員登録費用を見込む）

2）受注者は、別途発注される「平成28年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務」が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、業務を通じて得た情報について、グアムにおいてモニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。また、グアムで得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。

3）受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。

㈡　真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務

1）工事費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る計画の内容について、規模の妥当性、基準との整合性及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

2）設計費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

㈢　その他の技術的検討業務　受注者は、監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について以下の業務を行うものとする。

・北マリアナ諸島における環境影響評価関連資料（約6,000頁相当）のレビュー、各種資料の日本語訳の作成業務（600頁相当）を行い、今後のグアム移転事業における留意点等を分析した専門的意見の提供
・上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務

㈣　配置技術者の体制

1）㈠1）～3）の業務の履行に必要な技術者の体制及び作業日数は、下記を標準とし、実績により後日精算を行うものとする。なお、業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、現地で業務を行う技術者は、１名を12ヶ月拘束するものではなく、人数、日程、職種等については、監督官と協議のうえ決定するものとする。

（ハワイ）

管理技術者　延べ42人・日（休日を除く現地での作業日数は３日／回とし、14回分（毎月１回×12回＋臨時２回）の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数は延べ240人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数は延べ240人・日とし、６回分の往復旅費を見込むものとする。）

（グアム）

管理技術者　延べ40人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、８回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　延べ35人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、７回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　延べ50人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、10回分の往復旅費を見込むものとする。）

（テニアン）

管理技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

2）㈠1）～3）に対する国内支援業務は下記のとおり見込むものとする。また作業日数は実績により後日精算を行うものとする。

（日本）

管理技術者　延べ60人・日
主任技術者　延べ120人・日
担当技術者　延べ240人・日
技　術　員　延べ60人・日

㈤　通訳業務　受注者は、監督官の指示により、本事業に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る作業日数は以下を見込むものとし、実績により後日精算するものとする。

（ハワイ）１日（３時間）×48回
１名
（グアム）１日（８時間）×24回
１名

※１　上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。

※２　通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

ウ　その他

㈠　受注者は、各業務場所における業務処理に必要な車両（４～５人乗り）を１台、当該業務期間に必要に応じて準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所に送迎するものとする。

㈡　受注者は、業務処理に当たっては、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。